

分科会審議品目（農薬関係）

1. 新規登録等による新規設定に係る品目

・スピロテトラマト(インポートトランス(以下、IT))	1
・ピリフルキナゾン(国内登録)	173

2. 適用拡大等による追加設定に係る品目

・アセタミプリド(暫定基準の見直し)	247
・ミルベメクチン(適用拡大+暫定基準の見直し)	373
・アミスルブロム(適用拡大)※	467
・トリルフルアニド(IT+暫定基準の見直し)	551
・ブタミホス(魚介類+暫定基準の見直し)	605
・イプロベンホス(魚介類+暫定基準の見直し)	673
・フルアクリピリム(暫定基準の見直し)	725

(※食品安全委員会における食品健康影響評価が2回目以降のもの)

各剤について、

- ・ 諮問書（厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会長へ）
 - ・ 評価書（食品安全委員長から厚生労働大臣へ）
- と2文書がございます。